「廃棄物再生事業者」の登録申請手続き

和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課

１　対象者

和歌山県内に廃棄物の再生を行う事業場を有して、廃棄物の再生を業として営んでいる方が登録の対象となります。

２　対象事業

次の５品目のうち１つ以上を再生している事業が、登録の対象となります。

　　　　○古紙　　○金属くず　　○空き瓶　　○古繊維　　○その他の廃棄物

３　登録基準

廃棄物再生事業者として登録を受けるためには、次の基準を満たしていなければなりません。

①保管施設を有すること。

廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること。

（品目により、屋根、壁を有することまでは要件としませんが、保管する廃棄物の品目に応じた三方囲いなどの適切な施設が必要です。）

②運搬施設を有すること。

廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設が必要です。

③廃棄物の再生に応じた次の施設を有すること。

○古紙は、選別した古紙を輸送に適するように圧縮し、梱包する施設が必要です。

○金属くずは、磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等の金属選別施設、及び切断・破砕・圧縮等の加工施設の２施設が必要です。

○空き瓶は、カレットを色別に選別する施設及びカレットから不純物を選別、除去する施設並びにリターナブル瓶を選別する施設が必要です。

○古繊維は、選別した古繊維をウエスとして利用するために裁断する施設が必要です。

○その他の廃棄物の再生を行う場合は、当該廃棄物の再生に適する施設が必要です。

④事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

⑤その他、事業を適正に行うことのできる者であること。

　　⑥施設は、原則として登録を受けようとする人が所有していること。４　登録申請書等の提出先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業場の所在地 | 提出先 | 提出部数 |
|  和歌山市内 |  和歌山県循環型社会推進課 | １部 |
|  上記以外の和歌山県内 |  所管する保健所 | ２部 |

５　登録手数料

和歌山県収入証紙を申請書の裏面に貼ってください（記入例参照）。

６　申請に必要な書類

申請にあたっては、登録申請書裏面に記載している書類を整えて下さい。

７　登録廃棄物再生事業者の優遇措置

登録を受けた廃棄物再生事業者については、特別土地保有税の非課税措置及び事業所税の軽減措置が講じられる場合があります。（詳細な点については、各市町村の税金の窓口にお問い合わせください。）

８　その他

①証明を受けた登録再生事業内容に変更が生じたときは生じた日から３０日以内にその旨を届けて下さい。

②登録証明書は、期限がありませんので、大切に保管してください。

廃棄物再生事業者登録申請書

　　　（記入例）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

 　 和歌山県知事　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

住　所　和歌山県和歌山市小松原通１丁目１番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　株式会社再生商店

代表取締役　再生 太郎

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　０７３－４４１－２６７７

　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項に規定する廃棄物再生事業

　者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
|  事務所及び事業場の所在地 |  事務所　和歌山市小松原通１丁目１番地 事業場　和歌山市小松原通１丁目１番地 |
| 事業内容 | 取り扱う廃棄物の種類 |  金属くず(アルミ缶､スチール缶)、空き瓶 |
|  再生により得られる 有用物の種類 |  アルミ缶プレス、スチール缶プレス、 カレット（びん） |
| 事業の用に供する施設 |  種 　 　　 　　類 |  破砕機、フォークリフト、ダンプトラック |
|  数 　　　　　　量 |  各１式 |
| 構造及び設備の概要 |  破砕機　○○社製　処理能力　４ｔ／ｈ フォークリフト　△△社製　運搬能力　１ｔ ダンプトラック　□□社製　運搬能力　４ｔ （書ききれない場合は別紙に掲載してください) |
|  経理的基礎に関する資料 |  別添のとおり |

（日本産業規格　Ａ列４番）

（裏面）

|  |  |
| --- | --- |
| 添付書類及び図面 | １　事業計画の概要を記載した書類２　事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図３　法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記簿の謄　本４　個人である場合には、その住民票の写し５　業務経歴を記載した書類６　法人である場合には、直前１年の事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類７　個人である場合には、直前１年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類８　事務所及び事業場の付近の地図９　その他知事が必要と認める書類 |
|  ※　手数料欄 和歌山県収入証紙をここに貼ってください。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　額面と購入場所は、この申請書をダウンロードされた　　　　　　　　　　　　　画面の上方の説明欄をご覧ください。 |